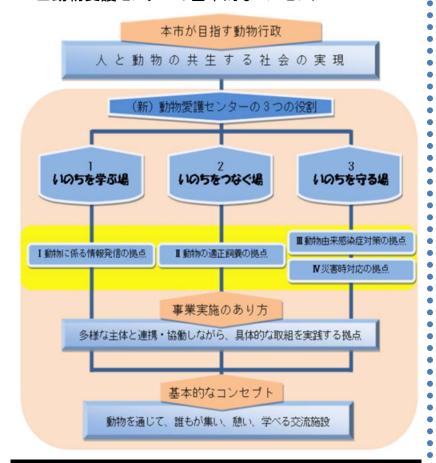
基本計画について

■本計画の性格

平成26(2014)年10月に策定した「川崎市動物愛護センター 整備における基本方針」に基づき、動物愛護センターの整 備方針や運営方針、施設規模、施設の機能を踏まえた必要 諸室等、具体的な整備について検討し、策定するものです。

■動物愛護センターの基本的なコンセプト



2 川崎市の動物行政の執行体制

動物関係業務の執行については、健康福祉局生活衛生課、動 物愛護センター、各区役所が連携しつつ、適切な役割分担を行 いながら、必要に応じてボランティアや動物病院等の協力を得て 取組を進めています。

■生活衛生課

企画調整業務、広報・啓発関係業務、国や他都市との連絡調整、 法制関係業務を執行しています。

■動物愛護センター

動物行政の具体的な取組を実践する中核施設として、多様な主 体と連携し、動物愛護の普及啓発や動物の保護・収容・返還・譲 渡等を行い動物の適正飼養の推進を図りながら関係法令業務を 遂行しています。

■各区役所

区役所は各区における動物行政の活動拠点として重要な位置 を占めており、各地域で実施される普及啓発活動の支援や動物 愛護と適正飼養の普及啓発を図るとともに、動物に起因する生活 環境被害等の相談に対応し、地域課題の解決のための支援を実 施しています。

川崎市動物愛護センター整備基本計画 概要版

3 整備における基本的な考え方

(1) 動物愛護センターで行う事業

いのちを学ぶ場

動物愛護 普及啓発事業

·動物愛護教室

小学生等を対象に、命の 大切さを実感し、優しさや 思いやりの心を育むため の啓発を行う。

·飼育体験教室

センターで飼養する動物 を観察し、世話等をする 飼育体験を通じて動物の 生態や飼育管理につい て学ぶ。

·施設見学 **-実習生の受入れ** など

適正飼養 推進事業

・犬のしつけ方教

動物の保護 収容事業

動物種ごとの適

切な収容室で健

康管理を行う。

飼養管理 保護収容動物を

適正な環境で飼 市民対象に犬の 養管理する。 「しつけ方」を学 ぶ教室を開催す 健康管理

·譲渡前·譲渡時 護習会

野良猫等の不 <u>妊去勢手術</u>

など

いのちをつなぐ場

動物の返還 事業

・返還率の向上 収容動物の公示

HP等への掲載 を行う。マイクロ チップリーダーに よる読取りを行う。

-飼い主指導

動物の譲渡 事業

譲渡へ向けた 取組

動物が新しい飼 い主とコミュニ ケーションが図れ るようなしつけや 環境の提供

<u>・団体への譲渡</u>

新たな飼い主を 見つける活動を 行う団体や個人 を対象とした譲渡 を実施。

など

いのちを守る場

動物由来 感染症対策 事業

動物取扱業

関係事業

·動物取扱業者

特定動物

関係事業

鳥獣保護法

関係事業

・鳥獣の捕獲・飼

養登録等

特定動物の適

の適正化

<u>正管理</u>

·動物由来感染 症に係る普及啓

動物由来感染症 に関する情報収 集や情報発信を

行う。

・犬の登録と狂 犬病予防注射

•狂犬病発生時 の対応

狂犬病予防

対策事業

動物に係る 防災対策

・被災動物の保

護収容 災害発生時に、 被災動物の救援

拠点とする。

・物品の備蓄等

飼い主への啓

(2) 整備運営形態

- ・法令に基づき市が直接実施するべき業務が多い
- ・健康危機管理や緊急対応に関わる業務が多い

効率的で質の高い公共サービスを提供するた め公設公営で実施

.............

★ 動物の飼養管理、動物の搬送及び鳥獣保護関係の一部業務委託等今後調整を進める。

多くの市民の方が利用しやすい環境を整える必要があることから、土曜、日曜等の開館について検討し、体制の整備を図る。

施設計画

(1)計画地の立地特性等

計画地:川崎市中原区上平間1700番8

(仮称) 中部学校給食センター予定地 計画地 県立川崎工科高等学校 市立平間小学校 川崎市上下水道局平間配水所 住宅市街地

JR南武線

国道409号線

・駅に近い立地

- ・交通の利便性が よい
- 計画地の南西側 に平間緑道等の 歩行者空間あり
- 県立川崎工科高 等学校、平間小 学校が立地
- 近隣には(仮称) 中部学校給食セ ンターの建設予 定地や住宅等が ある。

(2)施設整備に係るコンセプト

動物の愛護と適正飼養を推進する施設

動物の保護機能の更新を図り、他の動物取扱施設に対する先導的な施設

市民が親しみやすい施設

- ・地域に開かれた交流施設
- ユニバーサルデザインに配慮し、親しみやすい施設

周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設

- 防音、防臭、集塵等周辺環境への配慮
- ・周辺地域の景観等に調和した施設計画
- 省エネルギー設備採用等地球環境への配慮

参加・協働による取組を推進する施設

近隣に教育施設が立地していることも踏まえ、動物愛護について学べる空 間の創出、参加・協働による動物行政を推進しボランティア活動が行いやす い施設

災害時等にも適切な対応ができる施設

耐震性を備え、非常時の連絡手段の確保や、太陽光発電などの再生可能エ ネルギーや非常用電源の確保等の整備について検討

川崎市動物愛護センター整備基本計画 概要版

4 施設計画

(3)ゾーニング計画と主な諸室

動物愛護センターのコンセプトを踏まえ、建物に必要となる主な諸室は下記のとおりです。なお、具体的な諸室等の規模については、設計等の整備計画の中で確定していく予定です。



A 市民交流部門 約600㎡

ボランティア活動、各種催し物、犬猫の 譲渡推進等、市民協働や市民交流促進を 実施する諸室

- ・多目的ホール:各種講習会の実施等
- ・市民協働室:ボランティア等の活動支援 スペース
- ・トリミング室: 収容動物のケア・トリミング 等実施
- ・行動観察室:家庭を再現した諸室を設置

B 事務管理部門 約300㎡

- 行政事務、施設管理等を行う諸室 ・相談室:相談、返還、譲渡時等に市民と面 接を実施
- ・災害用備蓄倉庫:災害用備蓄品、救援物 資等の保管等実施

C 動物保護管理部門 約800㎡

犬、猫、その他動物の飼養、健康管理、 感染症対策等を実施する諸室

- ・プラットホーム:動物の搬入口。シャッターにより逸走を防止。
- 検疫室:搬入動物の健康状態を確認する諸室
- 野良猫対策室:野良猫の不妊手術を実施する諸室
- ・洗浄滅菌室:動物に使用した器具の洗 浄滅菌

D その他 約600㎡

電気機械室、その他共有部分

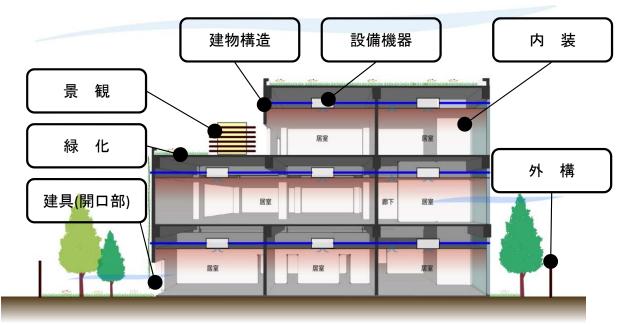
5 今後の整備スケジュール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本計画					
設計		基本・実施	包含		
工事等				工事	開所
条例等					川崎市動物愛護センター条例改正

(4)環境配慮計画

■周辺施設への配慮

建築物環境配慮の取組み例



※ イラストの建物は環境配慮を説明するためのイメージ図です。

建物構造

鳴き声を外部に伝えない、防音・遮音効果の高い 建物構造とします。

外構

動物の逸走を防ぐためのフェンスを設置します。

設備機器

動物の臭気対策、毛などの飛散防止及び埃などの 効率的な除去を行うため、脱臭・集塵機能を搭載 した設備を採用します。

景の観

外観は、周辺と調和した色彩とし、景観に配慮し た計画とします。

内装

吸音効果に優れた材料を採用し、鳴き声等による 外部への影響を軽減します。

床材は「汚れにくい」「毛が舞いにくい」など衛 生を保持しやすい材料を採用します。

緑化

敷地内の植栽や建物屋上・壁面の緑化を図ります。

建具(開口部)

防音・遮音・防犯性に優れた建具を採用します。

■地球環境への配慮

- ・建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)Aランクを目指す
- ・「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの優先的な利用
- ・「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を踏まえ、木材利用について検 討

(5)ユニバーサルデザインの導入

川崎市福祉のまちづくり条例の基準を満たした施設を目指す